

文學

岩波講座



2

岩 波 講 座

文 學

2

日本の社會と文學

編 集

野 中 竹 西 桑 猪 伊

間 野 内 郷 原 野 藤

好 信 武 謙

宏 夫 好 綱 夫 二 整

岩 波 書 店

昭和二十八年十二月二十二日 第一刷發行

定價二五〇圓

代編集
表著 桑原武夫

發行者 岩波雄一郎
東京都千代田區神田一ツ橋二丁目三番地

印刷者 田中重彌
長野市岡田町一七六番地



發行所

東京都千代田區
神田一ツ橋二丁目三番地
株式會社

岩波書店

落丁本・剽丁本はお取替いたします

序

第一卷で私たちは、まず人間文化の中における文學の位置ならびにその機能を不十分ながら概観したあとで、文學と社會・思想・政治・教育との關係を考察したが、それが單なる理論におわることをおそれ、私たち日本人の生活の中で文學がいかように働いているか、また私たちの文學の媒材としての日本語が歴史的にどのような働きをして來たかを併せ考えようと試みた。

しかしながら、わが國においては、あえて文學のみでなくあらゆる領域について、いわば世界的立場からする理論的考察と、日本の現實把握とを相互浸透せしめることは極めて困難な状況にある。なぜか。一言でいえば、私たちが今日使用する理論はほとんどすべて西洋起源のものだからである。明治以前の日本にも、たとえば新井白石の歴史學、本居宣長の文獻學など、すぐれた理論的考察がなかった譯ではないが、孤立せる日本社會全體のもつ後進性は、それらの理論にもひずみを與えずにはおかず、新たに導入された西洋の理論に對抗することをえせしめなかった。そこで西洋の理論がもつばら流行することとなったが、いうまでもなくそれらの理論は、傳統を異にする西洋の事物ないし現象を媒介として生まれたものである。したがって、數學、物理學などにおけるように超民族的な、普遍的なものゝ對象とするのでないかぎり、その理論を日本の現實に適用するには並々ならぬ苦勞が伴わなければならぬ筈であった。ところが三百年の鎖國の後に、西洋の新理論を移入することは、そのことだけですでに大いなる努力を必要としたために、また一方、日本の國際社會における躍進（一九四五年度の徹底的敗戦に歸着すべき方向のものであった）にせ

よ、世界が驚異の眼をもつて認めたところの躍進）が、日本人をして自らを西洋諸國と同じ意味での近代國家だと錯覺せしめたために、西洋の理論の攝取のみで能事おわれりとし、またはそれを日本社會の表層にのみ適用して満足せしめる傾向を生ぜしめた。そして、そもそも理論とは、現實にスジミチをつけ、そうすることによって現實を切りひらく（切りひらくとは表面をなでることではない）ためのものであるという根本性格が、ややともすれば忘れられがちですらあった。社會學が移入されたのは明治であり、フレーザー、レヴィ・ブルジュール、マリノフスキーらが紹介されたのも舊聞にぞくする。しかも明治以前からわが國土にすむ原始民族アイヌの總合研究がはじめて行なわれたのは實に一昨年からである、という一例を見てもこの事情は明らかであろう。そして、そのアイヌの熊祭りを、イギリスのハリソン女史は彼女の藝術起源論の一例證としていのである。

私たちは西洋の理論を日本に紹介、導入された先人の努力に心からの感謝を惜しむものではない。また今後、新鋭な理論の攝取は怠るまいと思う。しかし、それらはつねに現實への適用を目標としなければならない。話を文學にもどしていえば、あたかも純文學と大衆文學との竝立のように、一方には、尖鋭な文學理論そのものへの感嘆、他方には、私たち自らの文學への高踏的無關心あるいは無批判的陶醉、というバラバラの状況は打破されなければならないのである。そういう欲求は戦後とくにすくなく現われており、この講座が企畫されたのも正にその欲求にこたえるためであった。ただ尖鋭な理論による現實のしなやかな分析、それはそうした傳統を缺くわが文學界においては、至難であり、一舉に到達されるべきものではない。しかも、これに成功することなくして、眞に國民の文學は生まれえないのである。讀者諸君が私たちを厳しく批判されつつ、この仕事を繼續發展せしめられることを希望する。

さて、この第二卷において、私たちは以上の立場を志向しつつ、日本の社會と文學との關係を分析的にとらえようと試みる。文學は明らかに社會を反映するが、その反映の仕方は複雑であつて、一定社會の個々の作品がすべて同一

のものとはならぬこと、いうまでもない。しかも、それらの作品は社會の特殊性によって大きくワクをはめられることを避けられない。その個々の作品の分化の面については第四卷にゆずり、本卷ではそのワク、いわゆる日本社會の半近代半封建性が文學をいかに規制するかをまず明らかにする。次に、そうした社會における日本人の文學意識が、いかようなものであるかを、勞働者・農民・小市民・婦人といったそれぞれの生活の場に即して捉えてみようとした。第一卷の「日本人の文學生活」と相補うものである。生活と意識とが相互作用することは、文學の享受者たると生産者たるとを問わない。日本文學の特色を明らかにするためには、日本の作家の生活、さらにその作品を供給しないし配給する文壇とジャーナリズムの機構を知る必要があると考へた所以である。また今日における文學の危機は、文學内部にその原因をもつと同時に、文學とあるいは提携し、あるいはこれを壓迫する映畫演劇のあり方と密接に關係する。そこで私たちはその問題をしらべた上で、最後に、子どもと文學について考へた。たんに過去ないし現在の文學に満足するのではなく、未來のよき文學を志向する以上、やがてそれを作り出し、それを味わうべき次の世代の問題こそ、最も大切にあつかわねばならぬのである。

以上のような編集者の意圖、これをよしとして熱意をもつて執筆された各位の努力、それがいかに讀者諸君の胸にひびくか、いま私たちは謙虚な氣持で、ただその反響を心待ちにするのみである。

一九五三年一二月

第二卷 日本の社會と文學 目次

日本社會の封建性と文學……………	杉浦明平……………一
日本人の文學意識……………	
Ⅰ 勞働者……………	野間 宏……………六
Ⅱ 農民……………	山代 巴……………七
Ⅲ 小市民……………	多田道太郎……………三五
Ⅳ 婦人……………	鶴見 和子……………一五
作家の生活……………	伊藤 整……………二一
文壇とジャーナリズム……………	日 高 六 郎……………三五
今日の映畫演劇と文學……………	木 下 順 二……………五一
子どもと文學……………	寒 川 道 夫……………五九

日本社會の封建性と文學

杉浦明平

「わたしは何度死んでしまおうかと思ったかわからないの。主人が高崎へ勤めているので、朝は四時に起きて炊事をし、陽のある中は畑仕事をして、それから夕食の支度、夜は夜なべ、お姑さんは炬燵で私の仕事を狸寝入りをしながら十二時まで監視しているの。人間は四時間寝れば澤山ですって、お姑さんの寝ないうちは絶対に寝られないの。主人と語るなんてそんなこと、お姑さんの前でなんかとても出来ませんわ。用件のことさえ遠慮しちゃうんですもの」

「(嫁は)人が來てもお茶菓子を出すことができず、嫁を田畑へ早く行かせては、家の者だけでごちそうを食べていて、嫁には食物のある場所を一切分らないようにしておく。疲勞を訴えるとしかる」

「嫁には新聞や雑誌を讀む時間を與えない」

「嫁はしまい風呂に入つてゐる時は冬でも十時、それも湯かげんを誰もみてくれないでぬるくもがまんしてはいる」

「嫁は家族と一しょの御飯を食べないで後からあまり物を食べる」

「嫁が病氣でも醫者にかかるのは近所外聞がわるいといふのでかけさせない」

「姑は嫁の手紙を檢閲しなければ出させない。又嫁のところへ來た手紙は皆檢閲をする」

「嫁は家内の便所を使うものではない。屋外を使用させられる」

*

*

*

「うちの主人は他人に對しては、實に民主的であります、妻に對してはとても封建的なのです。家庭へかえると、横へいになり、妻がどんなに忙しくても平然と煙草をふかし、新聞をみている。そして妻が何か意見を云うとすぐ生いきなときめつけて相手にしない」

「村の公職を幾つも兼ねている大きな農家の四十二歳の夫に嫁して十五年にもなる妻は、常に夫の立派さに引きかえて女中同様雇人と共に重労働を續けて終に身體を害し、若い女等を公然と家に連れ込む夫に黙々と服従しつづけている」

「夫は毎日バチンコ屋へ通い、妻は一年を通して一度も映畫、芝居などへやらず」

「外面の大變よい主人だが一たん家庭内に入ると妻をなぐる、横暴にふるまいこき使う」

「婦人會の新年會兼親睦會でレクリエーションに打ち興じていると、一人の中年の體格の良い男が二歳位の女兒をねんねにくるんで抱いて土足で上つて來て、母親をさがして居たが、見つかるやと片手でやにわに、母親をなぐり倒し、又續けざまになぐつた」

「主人が殿様になりきっている。來客の面前で妻を『馬鹿め』『馬鹿野郎』呼ばわりをする。貞節な奥さん『はいはい』か
しずいている」

以上は『不如歸』の時代でも、『生さぬ仲』の時代でもない。日本の女性が解放されたことになっている戦後一九五二年の調査(群馬縣敎組文化部編『家庭の封建性』)の一端である。このごろわたしの田舎から上京したある少女が見合結婚するといったら職場の同僚から「まあ古臭い」と笑われたというが、そのおなじ時に、日本のほとんどすべての田舎での女性の生き方は上に舉げた二、三の例と大差ないのである。わたしたちは日本人の、とくに女性の、涙を流すのを愛するのをわらう。「母三人」だの「母子鳥」だのによって映畫館が満員になり、その館内がすすり泣きと紅涙とでいっぱいになることを、若干の不審な氣持とともに、蔑まずにはいられないのが常である。婦人はキリスト敎の騎士マックアーサーによって解放されたはずなのに、何十年か相も變らぬ新派悲劇の悲哀に陶醉するのも醉興な話だと感じないではないのである。がしかし、大都會の一角をのぞいては、日本の國土を「無給の召使」たる嫁の歎き、夫の横暴と暴力に無氣力な妻の歎き、「村人に信じられ來し未亡人吾人思ふも憚らねばならぬのか」(竹田サカエ)というような未亡人の歎きが蔽っているといつてもいい。としたら、母ものや新派悲劇はまだわたしたちの前から消滅

することなしと覺悟せねばなるまい。

婦人の地位があらゆる社會的解放の尺度であるとしたら、日本の解放がどのような段階にあるか、推して知るべきのみであろう。世の中は戦争前とたいしたちがいない、戦後いくらかちがつたところが出てきたけれど、もう一度ちがいないところへ戻りつつあることはだれも知っていないよう。新聞にも、毎日の運勢判斷が載ったり、昔なつかしい身の上相談が繁昌しはじめた。そこいらの「小説××」のために月々百篇近くも創作される小説のヒロイン、性的にのみすっかり解放されたらしい少女や未亡人たち、またはそのヒロインに刺戟挑發された女性たちが、これらの運勢判斷でわが一日の幸不幸をうらない、その解放的行爲の手に負えない結末を諸先生の親切丁寧で中正妥當な、だが生活行動の指針とはならぬ御意見に俟って解こうとするのではないかと思ひやられる。日本近代化の一應の出發點たる明治維新よりこのかた八五年が経過しているのに。

しかし、明治維新の革命が近代ブルジョア民主主義革命でなかったことは、人の知るところである。それゆえにそこに成立した「天皇制經濟絕對主義國家は、地主國家であつてブルジョア國家でないからこそ、封建的または半封建的國家と規定される。」（服部之總）「それは國家歳入の八〇・五七乃至七四・三％を領主權の統一物たる地租によって保證され、地租とせりあいながら持ち合っている大小の寄生地主を軍官百僚から村長におよぶ廣大な統治機構の擔い手としてもち、『富國強兵』のための一切のブルジョア的な施策と呼應して巨牛のごとく前進する資本主義的發展と半封建的社會構造の危機に直面しつつも、地租を出さない超大地主たる天皇の『大權』を行使して、權力をブルジョアジーにたいして拒否しつつけて」きたのであつた。もちろん、明治維新は徳川の封建制度を破壊した。さればこそ加藤弘之は「天性ニ種々様々ノ情ト云ウモノガアルガ、中ニ就テ、不羈自立ヲ欲スル情ガ第一ニ熾ナモノデ、殊ニ是ガ一身ノ幸福ヲ招グベキ紹介トナルモノト見エル」と説き、福澤諭吉は「天ハ人ノ上ニ人ヲ造ラズ。人ノ下ニ人ヲ造ラ

ズ」という有名な一句をもつて『學問ノス、メ』を開卷したのである。だが、やがてその加藤が反自由主義のイデオログに變身し、福澤すら卑屈な帝室論を書くに至る經過をみれば明らかであるように、自由民権論者の民主主義革命は打敗られて、一方では西洋文明が早急に、ときに鹿鳴館時代のように滑稽なまでのあわたたしさをもって、輸入せられ、他方では、欽定憲法の下に天皇制の権力は絶對的に強化され、帝國軍隊と治安警察とを手足としてブルジョア民主主義の發展をすら絶えず壓殺したし、また壓殺するのに油斷がなかった。明治の末年、自然主義が危險思想視され、文學者がスパイに尾行されたり、その紙屑類が搜索されたりしたのは有名なエピソードとなっている。さきに言つたように、人民解放の尺度たる女性の社會的地位をとつてみても、明治のはじめ、自由民権運動の中には景山英子の姿が鮮かに照らし出されているのに、明治三十三年絶對主義の人格化ともいふべき山縣有朋によつて制定された治安警察法第五條は婦人が政治結社に加入するのはもとより、政治演説をきくことすら禁じてしまつた。従つて明治大正を通して、プロレタリア革命運動の燃えあがるまでは、閨秀作家、閨秀歌人等々は數えられても、女性を政治的に解放するためにたたかう女性の姿が見出されない。かの青踏派のごときも、一つの文化運動をこえることがむづかしかつたようだ。田村俊子のように解放を熱くねがう女性といえども、『木乃伊の口紅』を書く以上には何ごとを進めることも叶わなかつた。すなわち、かの女はじぶんの生命を持たぬミイラをもつて日本の女性を象徴した。しかもわが生命もまたぬ女性に男性の歡樂のために粉黛を凝らすみじめさ（片岡良一『近代日本の作家と作品』六〇三頁）。俊子は結局日本では文學をいとなむことができなかつたのであつた。

しかもその間にも資本主義の發達とそれにとまなう社會の近代化は進行して、資本家とプロレタリアートとの對立に發展するまで天皇制國家社會の諸矛盾が激化した。そしてそれにつれて、その彈壓は狂暴化し、社會主義のみならず、日本の淺薄で感傷的な自由主義にまで及んだこと、わたしたちの多くが身をもつて體驗してきたところである。

二

このようにブルジョア民主主義革命を妨げたということは、このまま封建性の溫存をはかったことにはかならない。勞働者階級の革命運動をおそれた資本家は、封建性の培養地なる地主的土地所有制のとりで天皇制と徹底的にたたかうことをあえてしなかった、どころか、「畏れ多くも上御一人」に屈從した。そして儲けた。これを信夫清三郎の言葉を借りて、もう少し精確に言えば、地主的土地所有の維持は農村住民の隸屬狀態を有力な蓄積源とするブルジョアジーにとって蓄積の前提だったからであり、社會主義運動が強力に展開されるような條件のもとでは、地主的土地所有を維持することは私有財産制度を維持するためにも必要となっていたから。だからブルジョアジーは地主的土地所有の危機に直面して地主的土地所有を擁護する新たな決意をかため、地主との同盟を新たにした。小作爭議は勞働爭議とともに天皇軍隊と警察との銃劍の血祭りにあげられたのである。（『大正政治史』第四卷）

天皇制は銃劍によって支えられていたのではあるけれど、同時に日本社會の内側にも皇室を國民の大オヤカタ總本家として支えるものがあつたし、今もあるから、彈壓も成功したし、今もするのである。従つて、人民は天皇のコカタ、赤子という感情が缺けていないことになる。それが民族的性格として規定されていると一部の民俗學者がいうのはおべっかでなければ、歴史にたいする全き無知を表明するにすぎないにせよ、ただ、天皇崇拜が民族的性格また日本人民のあこがれであるかのごとく見えるまで國民生活の中に深く滲みこんでいることだけは一應本當であらう。それというのもさきの一八八七年の明治維新、また一九四五年の敗戦が日本全國をとらえる内亂によって舊秩序

をその根底から揺すぶって舊勢力を顛覆するという形をとらないでしまった、つまり眞の革命がおこなわれなかったため、古いもろもろの力や秩序や習慣やイデオロギーがそのまま温存され傳統のように保持されたからにほかならぬ。とくに明治維新のさい、封建制の要であった地主的土地所有が温存されたことに、何よりもブルジョア民主主義革命にたいする大きな蹟きの根源が見られる。舊幕藩時代に、農民は古代協同體的な同族結合によつて村里生活を営んできた、がすでに幕末頃は都市周邊には今の地主・小作の原型があらわれ、大部分の農村では一種の農奴たる名子（カマド、コカタ、子分、被官等）と地主の原型たるオーヤ（親方、親分、地親、本家等）とに分解しはじめていた。もつとも家長の權威は絶對であつたにせよ、その家屋敷、田畑、山林等は地主の私有物ではなく漠然と大家族の共同的所有に屬するものと考えられていた。しかるに明治政府が資本主義經濟育成のために、この協同體的慣行のただ中に、近代的私有權を強引に押しつけて地券を交付した當時、名子側の政治的暗さのため、またもし、子方對親方の間に土地の歸屬に關する紛争が惹起された場合には、大地主たるべき天皇の政府が親方側の見解を採用し、親方側の裁量に基づいて決定したため、田畑山林の所有權はほとんどオーヤに奪われる結果を見ざるをえなかったのであつた。つまり典型的なブルジョア民主主義革命たるフランス革命におけるように、土地を農民に分割して與えるということとは行われないでしまつたのである。従つて、名前を小作と改めた名子は實質的にはやはり名子であり農奴以上になること至難であつた。小作人または地主の一族で分家したものも、じぶんの小作地だけでは生計を維持することができない、一つには分與又は貸與された耕地面積の狹隘なるため、二つには小作料が五割ないし六割に及ぶ高率のゆゑに、種々さまざまな形で地主家に依存せざるをえない。例えば昭和年代に入つても、青森縣のある村では、地主の野澤家が正月や節句や祭等の年中行事に休むと、カマド即名子だけでなく、部落の全戸が休み、カマドはもちろん他の家の者も地頭の家に遊びに來て御馳走になる。カマドの者は子供まで連れて來て二食位して歸る。地頭（地主）にはラジ

オや蓄音機もあるから、これがこの村の最大の娛樂となつてゐる。カマドが地頭役に出る時には女が行けば子供もついて行き、子供も一しょに食事をして歸る。カマドは一年のうち幾十日分か地主の米を當にしている。さらに地主からうける恩恵は日常生活の萬般にわたり、家事の道具を借り、紋付羽織を借り、吉凶のあるときには必ず不足する道具を借り、病氣ともなれば藥をもらい、また金を借りる。そのように地主は小作にとってたんに經濟的支柱であるだけでなく、何かむずかしいことがあれば必ず相談すべき精神的支柱ですらある。(有賀喜左衛門『日本家族制度と小作制度』九六―七頁) しかも、そのみにはとどまらない。名子の次三男は十五、六歳で主家に奉公する、ときには七、八歳から牧童として使われる、名目は養子として籍を入れて、盆正月の小遣以外無給で勞役に服する。(藝奴を置屋の養女とした慣例を思いおこすがいい。) 成年に達すれば一切地主の世話で結婚し、結婚後も夫婦共に僕婢として奉公し、やがて四十歳をこえると、はじめて分家して名子となる。つまり地主の土地の一部を借りて小作となれるのである。

このように地主から世話をみてもらうかぎり、小作の人格的獨立はありえない。小作は過現未とも主家に依存し、その代償として賦役をつとめないわけにはゆかなかった。東北のある村では普通一年四〇日の賦役のほかに名子の子弟は一年の年季で下男奉公をし、娘もまた臺所働きをさせられるという。(有賀、前掲書、三四五頁) 少くとも戦争まではそうであつた。つまり小作と地主との關係は、農事上に勞力を賦役として提供するにとどまらず、平生の家事雜用から屋根葺、葬式、婚禮、出産、祭禮における手傳にまで及ぶのであつた。それは近代的な取引とはいささかも似たところがない、要するに親方地主から土地家屋の分與(小作地の拜借)その他生活資財や生産用具の分與があるのになつて、子方たる名子小作は親方の大經營から家事にいたるまで大小をとわずかれらの勞力を提供せねばならぬのである。地主の側からいえば、かれらが直營地の一部をさいて名子の請負耕作に委ねることは、必ずしもかれらの身分關係を解消するものではなかつた。年貢・小作料をとつても、それは農奴時代の賦役の一部が物納に代つたにすぎな

い。ひと或いは借地代というかもしれないが、それは子方たる身分關係と全く無縁に存在しうるわけのものではなかったのだ。(有賀、前掲書、六三三、六八〇、五五一頁)

さればこそ、名子に土地を貸與するに當つて、「主從關係を忘れざることを、萬一不都合あらば直ちに取上げて異存ない」旨の條件をつけることが忘れられなかったのである。大都市の周邊は別として、柳田民俗學の資料採集地たる孤島、山村等に入れば、昭和になつても小作と地主とはほとんど主從に近い關係を保ちつづけてきた。それが恩給と奉公との封建的理念に基づいていたことを改めて説くまでもなからう。

もちろん、そういう小作慣行も、農村への資本主義の伸長、貨幣經濟の侵入が著しくなつた明治三、四十年を期として一般に大きな變化を経験したといわれている。それは當然、産業革命と時期を等しくしたが、そのとき、五割の高率小作料によつていくらかの金を蓄積した地主たちはまさきに資本主義の進出に呼應して新しい産業に投資し關心しはじめた。その結果今まで地主は「親作でありかつ大作であつた」のに、その大手作を廢止もしくは急激に縮小したのであつて、舊地主手作地が小作人の請負耕作に歸した結果、大多數の地主は事實上小作人よりも小さな耕地しか耕作しないことになる、中には全く農耕を放棄して不在地主と化すものもあらわれる。すなわち地主の寄生化が促進されたのである。(文學者もこの寄生地主の中から出てくるはずだ。)正岡子規の俳句改革運動にエネルギーを供給したのはまだ大手作を經營していたころの地主層であつた(長塚節等)。寄生化した地主階級は急激に頽廢に向う。

しかも、ここでわたしたちが足をとめて注意しなければならぬのは、日本社會の封建性を溫存しているこのような土地所有關係が決して攻撃されなかつたことである。その理由は上に述べた。一八四八年のドイツですらユンカーを一時危殆に瀕せしめた經驗をもつのに、日本の地主は皇恩の翼のもとにぬくぬくとねそべっていることができた。自作農即ボナパルティズムの支持層たる分割地農民をひいきした谷干城將軍すら「日本の大地主と稱するものはヨ一